

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
6月23日
(金曜日)

目次

告示

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(健康増進課)……………一

小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間(水産振興課)……………一

土地改良区定款変更の認可(農村整備課)……………一

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………二

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課)……………二

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………三

平成十八年クリーニング師試験の実施(生活衛生課)……………三

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………四

県営田尻地区(奥畑換地区)経営体育成基盤整備事業に係る不換地等の指定(農村整備課)……………四

土地改良区役員届出(農村整備課)……………五

土地改良事業の完了届出(農村整備課)……………六

土地改良事業の完了(農村整備課)……………六

公安委告示

教習指導員審査の実施……………六

山口県告示第三百五十二号



県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般

競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十八年山口県告示第六十二号)の一部を次のように改正する。

平成十八年六月二十三日

山口県知事 二井 関成

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「ネットワークパソコン」を「ネットワークパソコン 抗インフルエンザウイルス薬」に改める。

山口県告示第三百五十三号

山口県漁業調整規則(昭和四十二年山口県規則第十一号)第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業につき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

平成十八年六月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 対象船舶

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第一百十条第二項に規定する瀬戸内海以外の海面を操業区域とする船舶(漁業法第六十六条第二項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則(昭和二十七年農林省令第六号)第一条第一項第一号に規定する手繰第一種漁業に使用する船舶に限る。)

二 申請期間

平成十八年七月五日から同月十四日まで

山口県告示第三百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十八年六月二十三日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称

認可年月日

宇部市関口土地改良区

平成一八、六、一三

厚狭郡山陽町厚狭秋山土地改良区

” ” 一五

山口県告示第三百五十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成十八年六月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 区域の名称
錦見一丁目(2)地区
二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号
と七号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
岩 国 市	錦 見 一 丁 目	七二四の一	一号
"	"	七三三の一	二号
"	"	七二二	三号
"	"	七二七	四号
"	"	七二七	五号
"	"	七三二	六号
"	"	七二四の一	七号

一 区域の名称
老町二丁目(5)地区
二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号
と七号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
下 関 市	彦 鳥 老 町 二 丁 目	二四三 一四三 五〇五一	一号 二号

"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
五〇五三の一	五〇五一	二五五の一	二五四	二四三
三号	四号	五号	六号	七号



(三三三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり
特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第一号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年七月
二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の
縦覧に供します。

平成十八年六月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十八年五月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 ほつとにしき

代 表 者 の 氏 名 寺本 隆宏

主たる事務所の所在地 岩国市錦町広瀬二番地二

三 定款に記載された目的

錦町の地域の住民の暮らし及びその環境をより豊かにし、かつ、住みよい地域にし
ていくために、従来から取り組んでいる自治活動をはじめ、健康及び福祉活動、人づ
くり活動、女性団体活動、環境保護活動等の様々なテーマの団体及びグループの活動
と連携しながら相互に協働し、手を取り合っ広くまちづくりに関する事業を行い、
豊かで安心して暮らすことができる地域の創造に寄与すること並びに錦町の地域の住
民の暮らしと環境を守りはぐくむとともに、岩国市内の他の地域との連携を図り、岩
国市民として民間活力の向上に寄与すること。

(三三三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。
同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年八月二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年六月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日
平成十八年六月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 周南さわやか会

代表者の氏名 廣江 洋二

主たる事務所の所在地 周南市糺町二丁目六七番地一

三 定款に記載された目的

精神障害者等が地域生活を送るために必要な環境を整え、福祉の向上及び自立に寄与し、障害者問題に対する社会的理解を促進させること。

(三三四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成十八年八月八日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年六月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日
平成十八年六月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人山口県断酒連合会

代表者の氏名 石崎 康二

主たる事務所の所在地 山口市朝田七八九番地

(三三五) 平成十八年クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、平成十八年クリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成十八年六月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

平成十八年九月十七日（日曜日）午前十一時から

(二) 場所

山口市吉敷三三二五番地の一

山口県総合保健会館

二 試験の内容

(一) 学科試験

1 衛生法規に関する知識

2 公衆衛生に関する知識

3 洗濯物の処理に関する知識

(二) 技能試験

1 洗濯物の処理に関する知識

(1) 薬品の鑑別

(2) 繊維の識別

(3) 絵表示の判別

2 洗濯物の処理に関する技能

白無地カッターシャツ（木綿一〇〇パーセントのもの）のアイロン仕上げ

三 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第五十四号）附則第五項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。）

四 受験願書の受付期間

平成十八年七月十八日（火曜日）から同年八月四日（金曜日）まで（郵送の場合）は、八月四日までの消印のあるものは、有効とする。）

五 受験願書等の提出先

- (一) 県内に居住する者
住所地を所管する保健所
- (二) 県外に居住する者
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)
山口県環境生活部生活衛生課

六 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 履歴書
- (三) 受験資格があることを証明する書類
- (四) 写真(手札型とし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

七 受験手数料

七千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表

- (一) 合格者の発表は、平成十八年十月二日(月曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

- (一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリーニング師試験」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。
- (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三―二九七〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(三三六) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十八年六月二十三日から同年十月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年六月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン宇部
所在地 宇部市明神町三丁目の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 上原 治也
会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 おいて小売業を行う者の代表者の氏名	大規模小売店舗に 株式会社フジ	変 更 前	変 更 後
	時任 紀邦		高橋 吉昭

四 届出年月日

平成十八年六月十二日

五 変更年月日

平成十七年九月一日

(三三七) 県営田尻地区(奥畑換地区)経営体育成基盤整備事業に係る不換地等の指定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九條の二第三項において準用する同法第五十三條の二の三第一項の規定に基づき、県営田尻地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る奥畑換地区につき、次の従前の土地を地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地として指定しました。

平成十八年六月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 地積を特に減じて換地を定める土地

土地の所在地 地目 地積 特に減じる地積
 (平方メートル) (平方メートル)

岩国市周東町田尻字下原五三八 畑 三七八 一〇五
 二 換地を定めない土地
 土地の所在地 地目 地積
 岩国市周東町田尻字山ノ神三二一 田 一、二九七
 " " " " " 二、五三六
 " " " " " 二、二六九
 " " " " " 四五四
 " " " " " 二五五
 " " " " " 六八二
 " " " " " 二〇四
 " " " " " 九一
 " " " " " 三三八
 " " " " " 三〇三
 字下原五一七の一
 " 五一八の一
 " 五四二
 字后原五五三の一

(三三八) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十八年六月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区	理事の別	氏名	住所
宇部市関口土地改良区	理事	松永 善幸	宇部市大字吉見七七七の一
"	"	岸田 家康	" 五六一
"	"	上原 武	" 八〇六
"	"	上原 純造	" 八〇九
"	"	上原 祐輝	" 八三五
"	"	吉村 寛總	" 一二〇七の二
"	"	平中 寛	" 七九〇の一
日置南部土地改良区	理事	江原 清	長門市日置中五四〇四

二 退任した役員

美祢郡美東町土地改良区

桑原 正彦 美祢郡美東町大字絵堂一九九七

土地改良区	理事の別	氏名	住所
宇部市関口土地改良区	理事	上原 正夫	宇部市大字吉見七七七
"	"	上原 威	" 八〇六
"	"	上原 一郎	" 八〇九
"	"	上原 嗣男	" 七八二
"	"	松富 正二	" 一一七四の四
"	"	厚東 武通	" 八〇一
"	"	岸田 軍二	" 七四〇の一
"	"	松永 善幸	" 七八七の一
"	"	藤本 辰美	" 八三三
"	"	岸田 家康	" 五六一
"	"	上原 宗人	" 七五三の一
"	"	上原 利昭	" 八二五

区	美祢郡美東町土地改良	理	上原 正雄	八三五
		事	上原 公	七九九の一
			江原 清	長門市日置中五四〇四
			石川 茂雄	一四九八
			石田 敏	九四九
			上田 正道	二二三三
			久保 良介	油谷蔵小田一八二
			大町 一吉	日置上一四八七番の一
			岡崎 稔	日置中一三九六
			上手晃之進	三二四六
			永尾 修	日置上五二二
			中村 英熙	日置中一六五二
			林 史郎	二五〇九
			宗重 宏和	日置上六二一九の八
			森永 龍夫	日置下五一九
			山本 憲司	日置上六一二九の五
			吉永 勝之	八二一
		監	阿波 正征	日置中六〇四の三
		事	俄道 昭一	二三〇八
			松永 正作	日置上四七三
			桑原 浩	美祢郡美東町大字絵堂一九八七

(三三九) 土地改良事業の工事の完了の届出
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、
 次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。
 平成十八年六月二十三日

岩国市	土地改良事業を行った者の名称又は氏名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
		下谷地区 ほ場の整備	平成二、八、一一	平成一四、三、一五

山口県知事 二井 関 成

(三四〇) 土地改良事業の工事の完了
 次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。
 平成十八年六月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事業の名称
 県営安下庄地区一般農道整備事業
- 二 工事完了の時期
 平成十八年二月二十八日



山口県公安委員会告示第三十九号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十八年六月二十三日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
 教習指導員審査(大自二)
- 二 審査の日時及び場所
 (一) 日時 平成十八年七月二十五日(火曜日)午前九時から午後五時十五分まで
 (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 平成十八年七月十日(月曜日)から同月十四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」といふ。)(別記様式第一号によること。))
 (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示
 審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料
 九千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円

備考
 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千二百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類
 教習指導員審査(普通)

二 審査の日時及び場所
 (一) 日時 平成十八年七月三十一日(月曜日)及び同年八月一日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
 (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
 平成十八年七月十日(月曜日)から同月十四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類
 (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示
 審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料
 一万二千五百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円

平成十八年六月二十三日印刷
平成十八年六月二十三日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円
備考 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減するものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。